

平成 2 9 年度第 2 回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 平成 2 9 年 5 月 1 6 日

場所 十和田市役所議会会議室

平成29年度第2回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所議会会議室

2. 開 会 日 時 平成29年 5月16日 (火) 午後2時00分

3. 閉 会 日 時 平成29年 5月16日 (火) 午後2時39分

4. 出 席 委 員 (25名)

1番	箕輪展忠君	2番	沢目喜代人君
4番	竹浦寿広君	5番	竹ヶ原重義君
6番	漆畑敏男君	7番	宮本正志君
8番	畠山新市君	9番	中野渡稔君
10番	赤崎和夫君	11番	北上稔君
12番	國分弘志君	13番	甲田稔君
14番	豊川洋人君	15番	古館成光君
16番	小川正孝君	17番	新屋敷より子君
18番	杉山秀明君	19番	力石堅太郎君
20番	米田一典君	21番	山崎誠一君
22番	佐々木君信君	24番	漆坂政行君
25番	下久保トキ子君	26番	野崎さち子君
27番	中野均君		

5. 欠 席 委 員 (1名)

23番 畑山喜太郎君

6. 欠 員 (1名)

3番

## 7. 会議に付した案件

報告第10号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第11号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第12号	農地の転用事実に関する照会について
報告第13号	農用地利用配分計画の認可について
議案第7号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第8号	競売買受適格者の証明について
議案第9号	十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について
議案第10号	十和田市農用地利用集積計画の決定について
議案第11号	農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第12号	農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第13号	農地法第3条第1項の許可に係る下限面積について
議案第14号	農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

## 8. 議事録署名委員

26番 野崎 さち子 君      1番 箕輪 展 忠 君

## 9. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局 長	佐々木 勇 悦	事務局 次 長	市 澤 新 吾
事務局 農地係長	越 田 守	事務局 振興係長	力 石 浩 暢
事務局 主任主査	山 崎 和 也	事務局 主任主査	野 月 明 久
事務局 主 査	中 村 俊 文	事務局 主 事	江 渡 俊 裕

## 10. 書 記

事務局 主 査      中 村 俊 文

議 長（中野均君）本日の欠席通告者は23番 畑山 喜太郎 委員です。出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。只今より、平成29年5月9日告示招集いたしました平成29年度第2回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（中野均君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（中野均君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。26番 野崎 さち子 委員、1番 箕輪 展忠 委員を指名いたします。

議 長（中野均君）会議書記には 中村 俊文 君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（中野均君）次に、会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（中野均君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長（中野均君）次に報告第10号について事務局から報告をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）1ページをお願いいたします。報告第10号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件でございます。2ページをお願いします。今回は3件で、全て合意解約によるものです。9番から11番は借人が同一人で、今後貸借を予定しております。以上であります。

議 長（中野均君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（中野均君）なしと認めます。よって報告第10号を報告済みといたします。

議 長（中野均君）次に報告第11号について事務局から報告をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）3ページをお願いします。報告第11号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件でございます。4ページ、5ページお願いいたします。今回は7件で、全て相続による取得です。あっせん等の希望はありません。4ページ12番は一部が宅地となっておりますが、その他は自ら耕作するものです。13番は一部は売却予定。16ページ37番で売却予定です。その他は自ら耕作するものです。14番、15番は自ら耕作するものです。5ページです。16番は農地として管理するものです。17番は貸借中です。18番は一部が宅地への進入路となっておりますが、その他は自ら耕作するものです。なお、相続を受けた農地の一部が農地以外の用途になっているものについては、今後分筆及び地目変更の指導をしていきたいと思っております。以上であります。

議 長（中野均君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（中野均君）なしと認めます。よって報告第11号を報告済みといたします。

議 長（中野均君）次に報告第12号について事務局から報告をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）6ページをお願いします。報告第12号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件でございます。7ページをお願いします。今回の照会件数は2件2筆で、現地調査は5月9日に実施し、法務局への回答は5月10日に行っております。4番は三本木高校正門から東に直進し、3つ目の信号を右折し、南に約420メートル進んだ道路の東側です。申請地は住宅の一部がはみ出して建っており、残りの土地は通路と庭になっていることから非農地と回答しました。5番は藤坂郵便局前の市道を東に約150メートル進んだ地点の十字路を北に約150メートル進んだ道路の西側です。申請地は築20年以上経過した住宅が建っており非農地と回答しました。以上であります。

議 長（中野均君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。よって報告第12号を報告済みといたします。

議長（中野均君）次に報告第13号について事務局から報告をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）8ページをお願いします。報告第13号、農用地利用配分計画の認可について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に基づき、農用地利用配分計画の認可について、別紙のとおり青森県知事から通知があったので報告する件でございます。今回の報告案件は平成28年度第11回総会議案第68号で農用地利用集積計画の決定の承認をされたものについて、平成29年4月21日付で県知事から配分計画の認可があったものでございます。利用権を設定する者は中間管理機構である公益社団法人あおもり農林業支援センターです。9ページをお願いします。賃借権が12件38筆、83,086平方メートルです。1番は13ページ1番と同一人です。2番は13ページ2番と同一人です。10ページお願いいたします。4番は13ページ3番と同一人です。5番、6番は同一人です。11ページをお願いします。10番、11番は同一人です。13ページをお願いします。使用貸借は6件30筆、60,944平方メートルです。1番は9ページ1番と同一人です。2番は9ページ2番と同一人です。3番は10ページ4番と同一人です。4番、5番は同一人です。以上であります。

議長（中野均君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。よって報告第13号を報告済みといたします。

議長（中野均君）ここから議案に入ります。今月担当した農用地利用調査班は第4班で、調査員は沢目班長、中野渡委員、新屋敷委員の3名です。5月9日に現地調査及び市役所新館3階会議室での聴取調査を行っております。

議長（中野均君）次に議案第7号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）15ページをお願いします。議案第7号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件でございます。

議長（中野均君）許可申請に係る現地調査と聴取調査の結果について報告願います。  
2番 沢目 喜代人 委員、お願いいたします。

報告委員（沢目喜代人君） それでは第3条の許可に関する報告をいたします。今回の3条申請は21件で、うち所有権移転が13件、賃借権設定が6件、使用貸借による権利の設定が3件、地上権設定が1件です。まず所有権移転ですが、申請のあった13件のうち、申請番号31番は労力不足による売買で、申請番号32番から37番までは相手方要望により売買するものです。申請番号38番から41番は贈与で、38番と39番は知人への贈与で、40番と41番は親から子へ贈与するものです。申請番号42番と43番はそれぞれ交換するものです。次に賃貸借についてですが、18ページの39番から42番までは労力不足により貸借するものです。43番から45番は使用貸借で、43番は労力不足のため、44番は相手方要望のためそれぞれ貸借し、45番は親から子へ経営移譲するものです。なお、申請番号44番は新規就農の扱いとなるため、聴取調査を実施しましたが、営農組合が法人化したものであり、すでに営農実績がありますので特に問題ありませんでした。次に地上権設定ですが、20ページの申請番号1番は営農型太陽光発電事業の実施にあたり、発電事業者と土地所有者が別であることから地上権の設定を行うものです。以上について、現地確認と写真での確認の結果、申請地は全て農地として管理されており、また申請書は適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（中野均君） 沢目委員、ご苦労様でした。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（佐々木勇悦君） 補足説明いたします。16ページ17ページをお願いします。所有権移転です。35番と36番の譲受人は同一人です。41番は遊休農地に認定されていましたが、今回遊休農地が解消されました。18ページをお願いします。賃借権、使用貸借です。40番と41番の借人は同一人です。43番と44番の貸人は同一人です。20ページをお願いいたします。地上権です。1番は平成29年4月14日に開催された平成29年度第1回総会議案第6号で承認された件について、営農型太陽光発電設備の設置にあたり、発電事業者、今回は父親になります。発電事業者と土地所有者、息子が土地所有者です。異なるときは区分地上権の設定が必要であるためのものでございます。所有権移転の31番から43番まで及び貸借の39番から45番までの農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元の調査書のとおりで該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上であります。

議長（中野均君） これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君） なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (中野均君) ご異議なしと認めます。よって議案第7号は許可することに決定いたしました。

議長 (中野均君) 次に議案第8号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長 (佐々木勇悦君) 21ページお願いいたします。議案第8号、競売買受適格者の証明について。農地法第3条の適用を受ける土地について、別紙のとおり農地等の買受適格証明願いの提出があったので、審議を求める。なお、当該適格者が最高価買受申出人等となり、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請書を提出したときは、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き許可するものとする件でございます。22ページお願いいたします。今回証明願いのあった農地は平成28年3月11日に裁判所に農地と回答しており、3月23日開催の平成27年度第12回総会で報告したものでございます。競売の公告は平成29年4月27日、入札期間は平成29年6月22日から6月29日まで、開札期日は平成29年7月5日、売却決定期日は平成29年7月12日、特別売却は平成29年7月6日から7日となっております。経営拡張のため買受を希望するものでございます。農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元の調査書のとおりで該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。

議長 (中野均君) ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時17分

(事務局から競売に係る土地の所有者及び売却基準価格についての説明をする。)

再開 午後2時18分

議長 (中野均君) 休憩を解いて会議を再開いたします。

議長 (中野均君) これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (中野均君) なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。



(「異議なし」の声あり)

議長（中野均君）ご異議なしと認めます。よって議案第8号は承認することに決定いたしました。

議長（中野均君）次に議案第9号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）23ページをお願いします。議案第9号、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件でございます。

議長（中野均君）農用地利用調整会議の結果について報告願います。17番 新屋敷より子 委員、お願いいたします。

報告委員（新屋敷より子君）それでは十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請に関する報告をいたします。5月9日午後に、沢目委員、中野渡委員と私の3名で、会長室において農用地利用調整会議を行い、聴取調査を実施しました。あっせん件数は使用貸借による権利の設定2件です。申請地はすべて農業振興地域内の農用地区域内農地であり、利用権の設定を受ける者は認定農業者及び農事組合法人です。あっせん対象の2件について、申請番号1番と2番は共に相手方要望により使用貸借するものです。これらの農地は、利用権の設定を受ける者の経営する農地の近くにあることから農地の集約が図られるものと考えます。利用調整委員としては、申請内容及びあっせんについて適当と認めましたので、その旨を5月9日付で、会長あてに農用地利用調整会議の調整結果として報告しております。以上のことから、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（中野均君）新屋敷委員、ご苦労様でした。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（佐々木勇悦君）今回申請のあった2件につきましては、調査書のとおりで農業経営強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上であります。

議長（中野均君）これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（中野均君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中野均君）ご異議なしと認めます。よって議案第9号は要請することに決定いたしました。

議長（中野均君）次に議案第10号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）25ページをお願いします。議案第10号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件でございます。26ページから30ページになります。賃借権の設定が6件46筆、104,631平方メートルです。また使用貸借による権利が6件で30筆、50,943.40平方メートルです。利用権の設定を受ける者は全て農地中間管理機構である公益社団法人あおもり農林業支援センターで、利用権設定期間は10年間で11件、15年間で1件となっております。26ページ、賃借権です。12番は耕作者集積協力金の対象となります。受け手の要望で利用権設定期間は15年間となっております。13番の利用権を設定する者は29ページ7番と同一人で、経営転換協力金の対象となります。27ページ、14番は耕作者集積協力金の対象となります。15番の利用権を設定する者は29ページの9番と10番は同一人で、経営転換協力金の対象となります。16番は協力金対象外です。28ページお願いいたします。17番は経営転換協力金の対象となります。次に29ページ、使用貸借による権利は6件です。7番は26ページの13番と同一人です。8番は経営転換協力金の対象となります。9番と10番は27ページの15番と同一人です。30ページお願いいたします。11番、12番は同一人で経営転換協力金の対象となります。以上であります。

議長（中野均君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中野均君）ご異議なしと認めます。よって議案第10号は承認することに決定いたしました。

議長（中野均君）次に議案第11号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）31ページをお願いします。議案第11号、農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第4条第2項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求める件でございます。

議長（中野均君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。9番 中野渡 稔 委員、お願いします。

報告委員（中野渡稔君）それでは第4条の農地転用に関する報告をいたします。第4条の農地転用は今月は申請番号2番の1件です。転用事由は堆肥舎建築です。畜産農家である申請者が、自己所有地に平成14年に堆肥舎を建築していることから始末書付きで申請となったものです。農地の区分につきましては、申請地は第1種農地になりますが、堆肥舎は農業用施設に該当するため、不許可の例外となります。以上、現地調査と聴取調査の結果、申請地は農地転用の要件を満たしていることから、転用許可前に建築されておりますが、申請内容に対して適当と認められますので、委員の皆様のご審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（中野均君）中野渡委員、ご苦労様です。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（佐々木勇悦君）補足説明いたします。2番の場所は矢神集会所を南へ100メートル、東に750メートル進んだ道路の北側であります。以上であります。

議長（中野均君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中野均君）ご異議なしと認めます。よって議案第11号は許可相当とすること

に決定いたしました。

議長（中野均君）ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時26分

（ \_\_\_\_\_ 委員 退席 ）

再開 午後2時26分

議長（中野均君）休憩を解いて会議を再開いたします。

議長（中野均君）次に議案第12号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）33ページをお願いします。議案第12号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求める件でございます。

議長（中野均君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。  
9番 中野渡 稔 委員、お願いします。

報告委員（中野渡稔君）それでは、第5条の農地転用に関する報告をいたします。第5条の農地転用は今回は申請番号9番から14番の6件です。まず、申請番号9番ですが、転用事由は自己住宅の建築で、譲受人が親から農地の贈与を受けて住宅を建てるものです。申請番号12番も自己住宅建築ですが、こちらは使用貸借により、親から農地を借り受けます。申請番号10番は1区画の宅地分譲を行うもので区画面積は70坪となっております。申請番号11番は駐車場整備で10年間の期間で賃借権を設定し、来客用、従業員用、合計30台分の駐車場を整備します。申請番号13番は車両展示場の整備で、こちらも賃借期間は10年間で展示車両50台分のスペースを確保します。申請番号14番は一時転用による砂利採取で、1年間の賃借権を設定し、事業実施するものです。次に農地区分についてですが、申請番号9番から12番までは都市計画法の用途地域内であり、第3種農地に該当します。申請番号13番は用途地域内ではありませんが、申請地から300メートル以内にバスターミナルがあることから、こちらも第3種農地となります。申請番号14番は農振法の農用地区域内農地ですが、一時転用により砂利採取を行うことから不許可の例外となります。以上、現地調査と聴取調査の結果、申請地は農地転用の要件を満たしており、また申請内容に対して適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（中野均君）中野渡委員、ご苦労様です。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（佐々木勇悦君）34ページをお願いします。9番の場所は国道102号線沿い、青森銀行十和田西店の交差点を北に550メートル進み、東に90メートル進んだ道路の北側です。10番の場所は南小学校北側道路を西に460メートル、南に240メートル進んだ道路の東側です。11番の場所はパワーズU十和田店を東に400メートル進み、ラーメン処とん吉のある交差点を南に120メートル、西に40メートル進んだ道路の北側です。12番の場所は県道戸来十和田線、十和田観光電鉄の小林バス停から北に190メートル進んだ道路の西側です。13番の場所は十和田観光電鉄三本木営業所の交差点を西に150メートル進んだ道路の南側です。35ページの14番の場所は六日町地区排水処理場南側道路から東に350メートル進んだ道路の北側です。以上であります。

議長（中野均君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中野均君）ご異議なしと認めます。よって議案第12号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（中野均君）ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時32分

（ \_\_\_\_\_ 委員 着席 ）

再開 午後2時33分

議長（中野均君）休憩を解いて会議を再開いたします。

議長（中野均君）次に議案第13号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）36ページをお願いします。議案第13号、農地法第3条第

1項の許可に係る下限面積について。農地法第3条第2項第5号の規定により、別紙のとおり別段面積の設定について審議を求める件でございます。37ページお願いします。この件につきましては農地法第3条第2項第5号の規定により、同第3条第1項における農地等の権利取得の要件として都府県では50アールの下限面積について、農業委員会が別段面積を定めることができることによるものです。また下限面積の設定又は修正につきましては、農林水産省経営局長通知に基づいて毎年検討し、公表することが求められています。1の別段面積の設定については、十和田市農業委員会は別段面積を設定せず、下限面積は農地法に定める基準どおり50アールとする。2の別段面積を設定しない理由として、農地法施行規則第17条第1項第3号及び第2項の規定に基づき、以下の2点について検討することになっております。(1) 下限面積に達しない農家戸数の割合が全体の40パーセントを下回らないこととされており、十和田市の直近のデータである2015年の農林業センサスによると、市内の農家戸数は2,729戸に対し、下限面積50アールに達しない農家戸数は637戸と全体の23パーセントとなっております。(2) 農地法第30条の規定に基づく利用状況調査の結果ですが、遊休農地の全体に占める割合は市内の農地面積11,847ヘクタールに対し、遊休農地は28年度末で43.8ヘクタールで、比率としては0.37パーセントとわずかであること。以上のことから、十和田市としての下限面積は農地法の規定に定める50アールとするものでございます。以上であります。

議長（中野均君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中野均君）ご異議なしと認めます。よって議案第13号は承認することに決定いたしました。

議長（中野均君）次に議案第14号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）38ページをお願いします。議案第14号、農業振興地域整備計画の変更に関する意見について。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、十和田市長から別紙のとおり照会があったので意見を求める件でございます。39ページは十和田市長から平成29年5

月1日付で農業振興地域整備計画の変更に関する意見について照会がありました。40ページお願いいたします。今回は用途変更1件、除外2件、合計3件です。1番の場所は市役所から西に約15キロメートル先に位置し、南側に農作業小屋があり、三方は農地に囲まれています。畜産農家が規模拡大により畜舎等を新規に建築しようとするものであり、既存施設からも近く、畜舎建設には適当と思われるため用途変更は適当と判断される。2番の場所は市役所から南東に約5キロメートル先に位置し、西側は農地であるが三方は山林に囲まれています。当該地は三方を山林に囲まれ日当たりが悪く、また道路が狭いため農業機械の進行が難しいことから、今後営農が困難な状況にあるため山林へ転用するため除外するものでございます。約30年前に植林しているため始末書付きです。3番の場所は市役所から南に約7.5キロメートル先に位置し、北側は農地であるが三方を山林に囲まれている。当該地は三方を山林に囲まれ日当たりが悪く、今後営農が困難な状況にあるため山林へ転用するため除外するものです。約25年前に植林しているため始末書付きです。以上であります。

議長（中野均君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中野均君）ご異議なしと認めます。よって議案第14号は承認することに決定いたしました。

議長（中野均君）以上で今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。以上をもちまして、平成29年度第2回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

————— 閉会 午後2時39分 —————